令和４年９月５日

令和５年度予算編成留意事項

企画総務部長　森　智彦

予算編成方針に基づき、以下の点に留意し編成すること。

１．歳出構造の改革

（１）「まちづくり総合プラン」の推進

・第6次総合計画の計画期間最終年度になるため、都市像の実現に向けて各施策を推進すること。

・災害に強いまちづくり及び新型コロナウイルス感染症対策により、既存事業の見直し及び今後の事業展開を図る必要があるものについては、ローリング（見直し）にて検討すること。

・部局を越えた横断的な視点で類似・重複事業の整理や統合を行い、「選択」と「集中」の考え方の下、効率的な事業構築を図ること。

（２）経常経費の抑制

・予算要求の事務作業の負担を極力減らす観点から、引き続き枠配分については前年度同額とする。しかしながら、コロナ・災害対策に伴い新たな経常経費が発生していることから、予算編成過程の中で、予算要求内容について精査を行う。

・限られた職員数に加え、世代交代が急速に進むことも踏まえて、ICT 及び民間活力の導入など業務量や経費の縮減につながる取組みに要する経費については、費用対効果を検証したうえ、別枠で予算要求できるものとする。

（３）サマーレビューを踏まえた事業の検討

・サマーレビューにおいて、実施する方向性が示された事業については、諸課題を整理したうえで、別枠で予算要求できるものとする。

（４）公共施設の適正な維持管理及び総量抑制

・維持管理計画（令和元年度改定）の目標である施設総量（延床面積）の2割縮減に向け、廃止・売却・統廃合とされた施設については検討を着実に進めること。

（５）事務事業の効率化

・簡素で効率的な行政運営の継続のため、事業のスクラップ＆ビルドを基本としながら、配置人員についても純増とならないよう取り組むとともに、「職員配置適正化方針2020」に掲げる事務事業の見直し（ICTの活用、民間活力の導入、会計年度任用職員の活用、組織機構見直し等）を推進すること。

（６）増加する社会保障費への対応

・適正給付の推進、保健センターを拠点とした健康づくり事業の推進、健診受診率の向上などにより、社会保障費の適正化に努めること。

２．公債費の抑制

・新規の市債発行額（過疎対策事業債の70％、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く）を、当該年度の市債の元金償還額以内とすること。

・過疎対策事業債については、令和8年度で経過措置期間が終了することから、計画的に事業を実施すること。令和９年度以降予定されている投資的事業については、令和８年度までに前倒しての実施を検討すること。

３．基金残高の確保及び活用

・基金の内容に応じた残高の確保に努めること。

・ふるさと応援基金をはじめ基金の財源を活用して様々な施策の充実を図ること。

４．特別会計の健全化

・水道事業会計などの特別会計は、使用料等で運営する独立採算を徹底すること。

５．財源の確保

（１）自主財源の確保

・市税をはじめとした自主財源を確保するため、地域産業の振興策と企業誘致を積極的に展開し雇用の場を確保するとともに、イノベーション創出拠点の活用など魅力あるまちづくりに向けた投資を行い、シティプロモーションや移住定住など将来的に地域活性化につながる取組みについても検討すること。

（２）その他の財源の確保

・各種事業について、国・県の補助金等の最大限の活用を検討すること。

・ふるさと納税については、庁内の横断的な連携を強化し、寄付獲得に努めること。

６．国等施策への対応

・国、県の施策動向、諸制度の改廃状況等を的確に把握し、制度改正等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させること。

・国の補正予算など有利な財源を活用する際には短期間での事業組み立てが必要になるため、即座に対応できるように日頃から情報を収集し、検討を行っておくこと。

７.債務負担行為、継続費、繰越明許費の活用

・前年度に入札手続や契約が可能となることから、入札不調対策や集中する発注業務の平準化などの効果が期待されるため債務負担行為等の活用を検討すること。